



始良中央地区

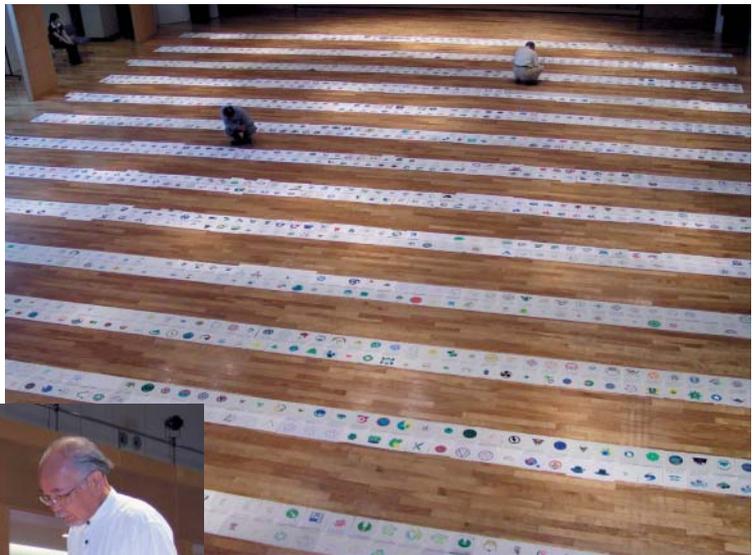
第24号

平成17年7月

合併協議会だより

編集
始良中央地区合併協議会 〒899-4394 国分市中央三丁目45番1号 国分シビックセンター行政棟(国分市役所)7F
TEL0995-64-0937 FAX0995-64-0940
ホームページ <http://www2.airachuou-gappei.jp/index.html>
メールアドレス soumu@airachuou-gappei.jp

始良中央地区1市6町(国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町)



応募された2,923点の市章候補の選定作業を行っている「市章検討アドバイザー」
会場:国分シビックセンター多目的ホール

第三十六回協議会内容

始良中央地区合併協議会の第三十六回協議会が六月十六日に国分シビックセンター多目的ホールで開催されました。会議では、前回会議以降の協議経過や、介護保険事業の取扱いについて、広報広聴関係事業の取扱いについて、環境衛生事業の取扱いについて、「上下水道事業の取扱いについて」の報告等がありました。

【報告事項】

- 報告第二十五号 介護保険事業の取扱いについて
 - 報告第二十六号 広報広聴関係事業の取扱いについて
 - 報告第二十七号 環境衛生事業の取扱いについて
 - 報告第二十八号 上下水道事業(水道)の取扱いについて
 - 報告第二十九号 上下水道事業(下水道)の取扱いについて
- いずれの報告事項も、報告のとおり取り扱うことになりました。(報告内容については、次ページ以降に掲載)

【その他】

霧島市市章検討アドバイザーについて
合併までに調整する項目等の報告日程について

【報告事項】

報告第二十五号

介護保険事業の取扱いについて

協定項目(22)で合併までに調整するとしていた、介護保険事業計画、介護保険料の減免(災害減免)、介護保険料の減免(単独減免)について次のとおり報告を行いました。

一 第三期介護保険事業計画策定のための策定委員会の委員は次のとおり。委員の内訳は、各市町三名(充職二名、住民代表一名)とする。その他に広域枠五名で合計二十六名とする。住民代表の内訳については、第一号被保険者代表三名、第二号被保険者代表二名、家族要介護認定者を抱える(代表一名とする。準備事務については、委託事業者の選考、決定をし事務をすすめる。

二 災害減免については、各市町の要綱を参考に別表一のとおり調整する。

三 低所得者保険料単独減免は、国分市・隼人町の要綱を参考に別表二のとおり調整する。(介護保険料は五段階設定がなされているが、第二段階の保険料を第一段階に減額する。)

別表1 介護保険料災害減免割合表(調整結果)

(1) 第1号被保険者又はその者の属する世帯の生計を主として維持する者が所有する住宅、家財又はその他の財産について、震災、風水害又は火災その他これらに類する災害により著しい損害を受けたとき

前年中の世帯の 合計所得金額の合算額	減免の割合	
	10分の3以上10分の5未満	10分の5以上の場合
500万円以下の場合	2分の1	全部
500万円を超え 750万円以下の場合	4分の1	2分の1
750万円を超える場合	8分の1	4分の1

(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少した場合

生計を主として維持する者の死亡又は重大な障害の要因	減免の割合
災害以外の場合	10分の1
災害を起因とした場合	10分の9

(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業若しくは業務の休廃止、事業における著しい損失又は失業等により著しく減少した場合

前年中の世帯の 合計所得金額の合算額	減免の割合	
	10分の3を超え10分の5未満	10分の3以下の場合
200万円以下の場合	2分の1	全部
200万円を超え 300万円以下の場合	4分の1	2分の1
300万円を超える場合	8分の1	4分の1

- (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、若しくは凍霜害等による農作物の不作又は不漁その他これに類する理由により著しく減少した場合

前年中の世帯の合計所得金額の合算額	減免の割合
300万円以下の場合	全部
300万円を超え400万円以下の場合	5分の4
400万円を超え550万円以下の場合	5分の3
550万円を超え750万円以下の場合	5分の2
750万円を超える場合	5分の1

別表2 「介護保険料の減額に関する基準」

減額措置の内容	減額措置の決定を受けた第2段階の者の保険料を第1段階の保険料に減額する。
適用期間	減額の適用開始月は、申請日の属する月とする。また減額は申請のあった日の属する年度についても適用し、保険料の負担が困難である事実が翌年度も継続する場合は、改めて申請しなければならない。
対象者	世帯の収入額が生活保護基準以下又はそれに準じる生活困窮者で、保険料の全額負担が困難であると認められ、かつ以下の要件をすべて満たす者。
	保険料が第2段階である。
	前年度の収入の合計金額が年間80万円以下である。 (世帯員が2人以上の場合は1人当たり40万円を加算。)
	住民税課税者に扶養されていない。 (別居していても、税の申告等において住民税課税者の被扶養者となっている場合は対象外とする。)
	住民税課税者と生計を共にしていない。 (住民基本台帳上、世帯を別にしている場合であっても、住民税課税者と生計上1つであるような場合は対象外とする。)
	預貯金等の額が120万円以下である。

〔各市町の介護保険料比較〕

	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島市	隼人町	福山町
第2段階	29,200円	36,900円	34,200円	34,200円	36,000円	32,900円	27,000円
第1段階	19,500円	24,600円	22,800円	22,800円	24,000円	21,900円	18,000円
差額	9,700円	12,300円	11,400円	11,400円	12,000円	11,000円	9,000円

介護保険料はH15年度～17年度までのもの

〔申請実績〕

	国分市	隼人町
申請件数	11件	36件
認定件数	10件	27件
減額合計	101,800円	297,000円

平成16年度実績

報告第二十六号

広報広聴関係事業の取扱いについて

- 協定項目25-4で合併までに調整するとされていた広報広聴関係事業について次のとおり報告を行いました。
- 一 広報紙は月一回の発行とし、お知らせ版も同様に月一回の発行とする。
 - 二 発行日については囑託文書の発行日にあわせる。
 - 三 配布方法については公民会等への囑託配布とする。なお、公共施設等への配布設置も行う。
 - 四 情報収集については、各総合支所に広報担当者(兼務)を配置し、地域(旧市町)の情報を取りまとめ本庁において編集発行する。

報告第二十七号

環境衛生事業の取扱いについて

- 協定項目25-10で合併までに調整するとされていた環境衛生事業について次のとおり報告を行いました。
- 【合併処理浄化槽設置補助に関すること】
- 一 合併処理浄化槽設置の補助対象区域は、次の区域を除いた区域とする。
 - ・ 下水道供用開始区域(下水道整備済区域)
 - ・ 下水道認可区域(下水道工事着手区域)

・ 計画区域であっても、上記区域以外は補助対象区域とするが、計画見直しにより新たに認可区域になった場合は、認可の日をもって、対象外区域とみなす。

- 二 補助金額については、現状のままとする。
- 五人槽 三十五万四千元
- 七人槽 四十一万一千円
- 十人槽 五十一万九千円
- 三 その他の取扱い
- ・ 借家及び別荘の取扱いについては、居住の用に供する住宅であって、十人槽以下の合併浄化槽を設置する者について補助対象とする。

【ごみ収集方法・収集状況】

・ 現状のとおりとする。

- 【し尿・浄化槽汚泥の収集及び処分】
- 一 汲み取り料金については、独占禁止法に抵触する恐れがあるため、行政からの要請は行わず、現行のとおりとする。
- 二 許可区域は、業者の申請する区域とする。

報告第二十八号

上下水道事業【水道】の取扱いについて

- 協定項目25-19-1で合併までに調整するとされていた上下水道事業【水道】について次のとおり報告を行いました。

【水道関係手数料】

・ 上水道・簡易水道関係手数料については、次のとおり調整する。

事業者指定手数料	50,000円
設計審査/完成検査手数料	800円/栓
各種証明手数料	200円/件
督促手数料	100円/通
減免規定	市長が認めた場合

【水道加入金】

・ 上水道・簡易水道加入金については、次のとおり調整する。

内径(mm)	水道加入金
13	27,000円
20	53,000円
25	87,000円
30	150,000円
40	214,000円
50	510,000円
75	1,370,000円
100	2,500,000円
150以上	市長が別に定める

【開発負担金等】

・ 開発負担金等については、徴収しない。

報告第二十九号

上下水道事業【下水道】の取扱いについて

協定項目25-19-1で合併までに調整するとされていた上下水道事業【下水道】については次のとおり報告を行いました。

- 【排水設備及び水洗便所改造関連事務】
- 一 水洗便所等改造工事費助成金について、現在牧園町のみで制定されている水洗便所等改造工事費助成金交付制度は、新市に引き継ぎ十九年度をもって廃止する。
 - 二 助成金の額は段階的に調整する。
 - 三 助成金の交付は牧園地区のみを対象とする。

その他

霧島市市章検討アドバイザーについて

市章検討小委員会とともに、応募作品の選定作業をしていただくアドバイザーについて、次の方にお問い合わせの報告がありました。

【公的機関】

- ・ 県工業技術センター
デザイン・工芸部
- 所付 惠原 要 氏

【研究、教育機関】

- ・ 第一工業大学 建築学科
教授 入来 兵衛 氏
- ・ 隼人工業高等学校
インテリア科
教諭 滝下 昌人 氏

合併までに調整する項目等の協議会への報告日程（予定）

合併協定書の中で、その取扱いが「合併までに調整する。」となっている128項目の調整作業を現在進めているところですが、その調整結果を協議会へ報告する日程（予定）を下の表に記載しています。

今後は、この内容で協議会が開催される予定です。

日 程	項 目	件 数
4 / 21 第34回	指定金融機関関係(1件)	1
6 / 16 第36回	広報広聴関係事業(1件) 上下水道事業(4件) 介護保険事業(3件) 環境衛生事業(3件)	11
7 / 21 第37回	保健衛生事業(7件) 障害者福祉事業(6件) 高齢者福祉事業(17件) 児童福祉事業【児童福祉】(4件) 児童福祉事業【保育所】(4件) 社会福祉協議会関係(5件) 国民健康保険事業(1件)	44
8 / 4 第38回	学校教育事業(4件) 社会教育事業(8件) 農林水産関係事業【農業】(6件) 農林水産関係事業【畜産】(6件) 建設関係事業【土木】(2件) 建設関係事業【都市整備】(1件)	27
8 / 17 第39回	農林水産関係事業【林業】(5件) 農林水産関係事業【耕地】(8件) 自治会・行政連絡機構の取扱い(1件) 選挙管理委員会関係事務(3件) 消防団の取扱い(1件) 契約関係事務(2件) 使用料手数料等の取扱い(2件) 建設関係事業【都市整備】(1件) 建設関係事業【公営住宅】(1件) 温泉事業(1件) 一部事務組合等の取扱い(3件) 高齢者福祉事業(1件) 国民健康保険事業(1件) その他の福祉事業(1件)	31
9 / 21 第40回	商工観光関係事業(3件) 一般職の職員の身分の取扱い(1件) 特別職の身分の取扱い(4件) コミュニティ施策について(3件) 交通関係事業(1件) 交通災害共済事業(1件) 消防防災関係事業(1件)	14
10 / 31 第41回	予備日	
計		128

霧島市市章候補選定までの 全体スケジュールについて

六月二十日をもって公募が終了しました。「霧島市市章募集」については、全国より多数のご応募をいただき、誠にありがとうございました。集計の結果、**応募総数二千九百二十三点**となりました。今後、市章検討小委員会(十五名)及び市章検討アドバイザー(三名)により、応募作品を二十点程度にさらにその中から五点以内の作品に絞り込み、合併協議会へ提出され協議されます。予定では九月二十一日の協議会で最終決定されることとなります。なお、結果発表については、広報・ホームページ等で行なわれるほか、入賞者へは別途通知されます。



「霧島市」誕生まであと...

十一月七日の新市誕生の日まであと三カ月余りとなりました。合併協議会事務局では、国分市役所、溝辺町役場、横川町役場、牧園町役場、霧島町役場、隼人町役場、福山町役場と牧之原支所の各庁舎及び合併協議会事務局の計九カ所に、六月三十日より「カウントダウンボード」を設置しています。なお、七月三十日(土)が新市誕生までちょうど「残り一〇〇日」になります。



写真は、六月三十日現在の表示です。

協議会は傍聴できます

合併協議会は、原則として毎月開催されます(時間:午後1時30分から)。会場は、国分シビックセンター複合施設棟2F多目的ホールです。

傍聴者の定員は30名となっています。希望される方は、会議当日に傍聴者受付までお越しください。

なお、会議開会15分前から傍聴証を発行しますが、15分前における傍聴希望者が定員を超える場合には、抽選により傍聴者を決定します。

当面の協議会開催日程
 第38回協議会 8/4(木) 予定
 第39回協議会 8/17(水) 予定

(原則として月1回の開催を予定していますが、状況により開催日程が追加又は変更される場合があります。傍聴にお越しの際は、出来るだけ事前に事務局までご確認ください。)

ご意見、ご質問をお寄せください

合併に関してご意見、ご質問等がありましたら、合併協議会事務局又は各市町合併担当課までご連絡ください。

始良中央地区合併協議会事務局

〒899-4394 国分市中央三丁目45番1号
 国分シビックセンター行政棟(国分市役所)7階

TEL 0995-64-0937 FAX 0995-64-0940